

令和6年第3回小国町議会臨時会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和6年8月2日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和6年8月2日 午前10時00分

1. 閉 会 令和6年8月2日 午前10時37分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行 君 係 長 宇都宮 愛子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教 育 長 村上 悦郎 君
総務課長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
情報政策課長 田邊 国昭 君	産 業 課 長 穴井 徹 君
税務住民課長 中島 高宏 君	建 設 課 長 小野 昌伸 君
福祉課長 宮崎 智幸 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1 番 江 藤 理一郎 君

9 番 久 野 達 也 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を8月2日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6. 8. 2)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

気象庁の発表では今年は平年より3日遅い7月22日に九州北部地区が梅雨明けをしたとみられるという発表がありましたが、まだまだ暑い日が続いております。特に今日明日までは予報真っ赤になるぐらい暑いということでございますので皆様におかれましても熱中症などにはくれぐれもならないように体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

また7月26日から8月11日までフランスのパリでオリンピックが開催されております。32競技329種目が行われています。柔道の話ですれば競技で金メダルを獲得していますが日本選手団の更なる活躍を期待いたします。

ちなみに昨日8月1日より議会事務局新体制で頑張っていきますのでどうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和6年第3回小国町議会臨時会を開催いたします。議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は御多用の中また議長の御挨拶にもありましたように非常に暑い日が続いております。お疲れの中にも関わりませず令和6年第3回小国町議会臨時会開催する旨、皆様方には御臨席いただきまして誠にありがとうございます。本日の議案につきましては、損害賠償の額を定める件についてと本年度の一般会計補正予算について、皆様方に御審議をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第3回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 江藤理一郎君

9番 久野達也君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(熊谷博行君) 日程第3、「議案第28号 損害賠償の額を定める件について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集1ページをお願いいたします。

議案第28号 損害賠償の額を定める件について

次のとおり、国指定天然記念物「下の城のイチョウ」の枝折損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

令和6年8月2日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

1. 事故概要 令和6年5月6日午後7時30分ごろ、小国町大字下城字坂下の国指定天然記念物「下の城のイチョウ」の長さ約20mの大枝のほか、複数箇所の枝が強風により折損・落下し、隣接する納屋を破損したものでございます。

2. 損害賠償額 877万128円

でございます。

詳細につきましては、担当局長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

教育委員会事務局長(久野由美君) おはようございます。

臨時会開催ありがとうございます。御説明いたします。議案のとおり下の城のイチョウにより納屋が破損いたしましてその後専門業者と被害状況を確認いたしまして5月29、30日の2日間で落下した大枝などの撤去作業及び折れた箇所の保護作業を実施し、破損した納屋については応急処置として納屋にブルーシートを設置しているところです。今回、所有者との話し合いができてこの納屋の損害賠償のための賠償の議決をお願いするものです。

資料1の1ページ、損害見積額を御覧ください。表の左側が先方の見積り額。下のほうに合計額がありますが913万7千973円。そのうち現状復旧分が当方算出金額の真ん中の太い線で囲んでいるもので総合計が877万128円です。先方の見積り額からもとの納屋にない機能強化分、防水対策を差引きまして原形復旧相当分を賠償額としております。資料1の次のページが示談書(案)となっております。3ページが折損事故の位置図。4ページが被害の状況の写真となっております。

以上です。御審議よろしくをお願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第28号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） この時価損害額というものは何なのか説明していただけますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えいたします。

時価損害額につきましては、町のほうで損害保険の契約をしている保険会社の査定によるものです。下のほうに小さい箱で書いてありますけれども償却率について（時価損害額）ということで経年減価率1.5%×50年経過ということで75%のところですがそれでも通常の維持管理が施されているため50%に修正し控除しております。この中で1番の解体工事などにつきましてはそのままの金額になっているということで合計額が515万1千253円となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） つまり時価損害額というのが保険金でここが支払われる部分で残りの部分についてはこの後の一般会計補正予算でも出てきておりますけど町の予算の範囲で賄う部分だというふうに理解します。それで結局のところ示談の内容としては要するに一旦崩れた納屋は解体して新しく同じようなものをあそこに建てられるということを持ち主の方が希望されているからそういうかたちになるということでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 修繕につきましては元の通りにするかしないかというのはこの後所有者の方が決められたらいいということで損害賠償額分を損害賠償としてお支払いするというものになっております。

4番（児玉智博君） ちょっとそうなる何か新たな防水工事とかそういう話が出てくるのがちょっとよく分からないですね。実際に建っていたものは防水工事なんかは施されてなかったでしょうからもともと。だから要するにそれは差し引いたのだということになると思うのですがでも先方のほうがそういうのを出されてきたというのはもう建てられるからなんじゃないのかなというふうな気がしております。もしそうなった場合あそこにやっぱりそういう建物があるならもう常にやっぱり同じような事態が繰り返されるのではないかと思うのですが。損害賠償は損害賠償としてやるとしてその後のあそこの安全対策とかそういうものなんかはもうきちんと考えられているのですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） その後につきましては今の樹木医さんのほうと相談しております。幾つかの提案をしていただくようお願いしているところではあるのですが、地元の協議も必要になってくると思いますけれども木を支えとか国の天然記念物ですので現状維持というのが基本にはなってくるのですがけれども木のことを考えて剪定をすればかそういったことも一緒に考えて今いっているところではあります。

議長（熊谷博行君） 児玉君、よろしいですか。

4番（児玉智博君） そういう剪定は要するに木を長持ちさせるために通常する剪定なので、ではそういう天然記念物であっても剪定してもそういう文化庁とかからは怒られないということですか。

ね。その剪定もできるということを確認していいですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 剪定できるかどうかというのはまたこちらが文化庁のほうには「こういったことでしたいんですけど」という申請をしてそれで許可されるかどうかというのはまたその後になってみないと分からないところでありまして。建物をその場に建てるかどうかというのも今の時点では確定していないというところですよ。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号、損害賠償の額を定める件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「議案第29号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集2ページをお願いいたします。

議案第29号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和6年8月2日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第3号）をお願いいたします。1ページでございます。

令和6年度小国町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度小国町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ758万5千円を増額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ59億6千974万3千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月2日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、令和6年度小国町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。補正予算書をお願いいたします。今回補正をお願いいたしますのは歳入歳出それぞれ758万5千円を追加するものでございます。

まず歳出の補正について御説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。中段の歳出の欄を御覧いただきたいと存じます。款の9教育費、項5社会教育費、目4文化財保護費362万円の増額をお願いするものでございます。この増額予算は先ほど御審議いただきました下の城のイチョウの枝折損事故に係る損害賠償額全額から保険会社の補償分を差引きました金額を町の予算にて支出する分の賠償金となっております。

次に款の9教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節の負担金補助及び交付金396万5千円の増額でございます。まず九州中学校バドミントン競技大会出場補助金16万5千円です。これは8月6日から7日の2日間にかけて八代市で開催されます九州中学校バドミントン競技大会に小国中学校バドミントン部が出場する経費への助成金でございます。次に全国中学校ホッケー選手権大会出場補助金380万円でございます。これは8月17日から19日にかけて富山県の小矢部市において開催されます全日本中学生ホッケー選手権大会に小国中学校が男女とも九州代表として出場するための経費でございます。

以上、歳出について説明をさせていただきました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

4ページ上段をお願いいたします。款の18繰入金、項1基金繰入金、目1のネットワーク事業基金繰入金の396万5千円の増額は、教育費の小国中学校のバドミントン及びホッケー部への補助金への充当でございます。

款の19繰越金362万円は下の城のイチョウの賠償金に充当させていただきます。

これで一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第29号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） この損害賠償額の362万円というのは先ほどの議案の資料により金額の根拠というのが非常に明確なんですけど、このバドミントン大会とホッケー選手権大会の金額の根拠がどのように出されているのかを教えてください。また遠征にかかる総額が一体幾らになるのか。またこの補助金では足りない部分についてはどのようなかたちでお金が準備されるのか御説明いただければと思います。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

バドミントンにつきましては、交通費として移動用の車賃の費用が3万8千円、宿泊費が2泊で11万4千円、参加費が8千円、振込手数料などが5千円となっております。ホッケーの全国大会につきましては、交通費としての移動用の貸切りバスの費用が92万6千円、移動用の車賃の費用が5万3千円、航空費の費用が167万8千円、宿泊費が4泊で102万円、参加料が2チームで6万円、振込手数料などが6万3千円となっております。総額につきましては申請額でバドミントンが17万1千590円、ホッケーが380万2千810円となっております。足りない分につきましては特に何かを集めるとかそういったことは聞いておりません。各自の負担になると思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 局長、人数も一緒に報告していただけないか。

教育委員会事務局長（久野由美君） バドミントンにつきましては部員が男子2人、女子2人、引率及びコーチが3人の計7人。ホッケーにつきましては男子7人、女子10人、引率及びコーチと手当てが5人の計22人となっております。場所は富山県の小矢部市です。バドミントンは熊本県の八代市です。

以上です。

4番（児玉智博君） 要するに補助金をもらうために申請した額ということになると思うのです。実際には本当にそれだけで遠征ができるのかということをもう一度確認したいと思います。例えば以前全国大会に出場した選手の保護者の方にお話を聞きました。埼玉県で大会があったそうです。それでバドミントンは屋内だからこの炎天下の中でどうやって直射日光を避けるかというのは余りにしなくていいと思うのですが、やはり屋外競技のホッケーだとどうやって待っている間選手の水分補給であったりとか日をよけるかという熱中症対策に非常に保護者の皆さんも苦心されたそうです。テントを主催者が準備してくれない。参加するそれぞれのチームが準備しなければならないということで。ではどうやってこのテントを運ぼうか。現地までテントを宅配便なんかで運ぶと配送費だけでもとても高額になる。それでいろいろ調べられた結果埼玉県は首都圏でしたのでそういうテントなんかレンタルしてくれて会場まで持って来てくれて会場から回収してくれるというようなサービスがあったのでそれを利用したということを知りました。ちょっと富山県というとやっぱり埼玉よりも田舎になるので果たしてそういうレンタルサービスがあ

ののかなというようなことも私もその話を聞いて気になったところなんです。そういったやっぱりそういう熱中症対策とかそういう部分も補助の対象になるべきだと思うのですが、今回はそういったのはどうなっていますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 今回の申請では熱中症対策の分は出ておりません。この補助金ですが小国町立小国中学校部活動全国大会等出場補助金交付要綱に基づいて交付しているわけですが、その補助の対象の経費というのを今のところ交通費、宿泊費、運搬費、使用料、賃借料負担金としております。その中での申請ということで上がってきております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりこれだけ熱中症の危険性というのが叫ばれている中でどうなっているのかなということが教育委員会事務局が気にもしていないというのが非常に問題ではないかというふうに思うのです。補助金の交付要綱というのはもうこれだけ地球沸騰化というようなことが言われる前にできたものではないですか。ですからやはり私は補助要綱も今の現代社会の現状に本当則していないのではないかと、私を言っているわけですが、やはりそういうのがどうなっているのだろうか。子どもたちを送り出す立場でしょう教育委員会も言わば、そういうところまでやっぱり「支えますよ」という立場が必要なのではないかと思うのですが、もう非常に今の答弁を聞いているとそういう気持ちのかけらもないかなというような気がしております。やはりどうなっているのかという確認ぐらいするべきではないですか。今日の新聞にはちょっと論点がずれるかもしれませんが、大津町の中学生が町が主催するアメリカへの留学というかホームステイ事業に参加していてプールで溺れて意識不明になったというニュースが出ております。やはり子どもをよそに送り出すということはそういう危険と隣り合わせであるということ認識して少しでもリスク軽減のために、そりゃ学校も考えないといけない保護者も考えないといけないけれどもやはりその学校設置者の教育委員会もそういうところまでやっぱり気にするべきではないかと思うのですが、だからそういう部分で必要なものは予算措置もしていくというふうに変わっていくべきだと思います。いかがでしょうか。

教育長（村上悦郎君） はい。ありがとうございます。

今、熱中症等のと。今監督をしておられます石川先生と石原先生に話に行くのですが、私たちまずそこです。そこを注意してください。ここに先ほどコーチ3名とありましたが1人手当てとして役場の職員が付いて行くようになっています。その人が子どもたちの試合中の体の不調とかそれとか水のかいったところで誰がというところでそこら辺の前もって確かめもして、僕らも何度か大会等行ったことがあるのですがやはり保護者さんと先生方と協力してまずは安全が一番。またコンディションを整えておかなければ試合等も出れませんのでですね。今議員さんのほうから熱中症対策等もというところで補助の中という大変ありがたいと思っておりますので、今後はそういったところも含めて支援のところは広げていって細部にわたり検討していきたい

と。ありがとうございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

1 番（江藤理一郎君） 1 番、江藤です。

4 ページの文化財保護費のところでは今回天然記念物が折れたということで幸い物損事故という物損で済んで人がいなかったからよかったと思うのですが、今回の件については予算もまた支出もかかるということで今後の対策ですね。ほかに町が管理しているとか関わっているところでこのような枝が折れたり木が倒れたりとかいうようなところがないのか若しくはこの事故を受けて調べられたのかどうか。お聞きいたします。

教育長（村上悦郎君） 今の御質問ですが下の城の大イチョウの件です。まずこういう事実がありますということで役場担当と行きました。一番先に言われたようにけがはなかったのか。今後は大丈夫か。見て回ったときにまず規制線といいますか落ちたらということで立入りをできないところ。トイレもあそこ使われていましたのでそこも使わないように安全にという。先ほどのところも関わりますが「やっぱりこの枝は切ったほうがいいよな」というのが滝のほうに出ているのがありますが、そこが相談したところがやっぱり国や県のいうところで難しいだろう。基本的にはそのまま。でも木のために町のほうは切ったほうがいいのではないかなという強い姿勢をお願いをしているところではあります。そのほかの木がというようなところにつきましては僕ちょっと駐車場、小国ドームの枯れた木とかそれと竹のところとか職員で作業できるところは幾つかしましたが、その後大きなところではちょっと把握はしておりません。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 今回の大イチョウの折損についてはちょうど5月の連休の終わり頃ということで記憶するにそんなに台風並みの風が吹いたようなことは記憶しておりませんが、もしそういう大雨とか台風とかそういったものが来た折にはその後は町の管理物については点検を随時やっているということでございまして、この折損事故に関してやったかどうかというのは別としましてそういった折々に実施させていただいております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 私がちょっと町民の方からも聞いた中では小国小学校の河川沿いのケヤキでしょうか。あのケヤキの木ももう中に穴が空いていて腐ってきているのではないかというような御相談もいただいております。ですので特に何年前でしょうか。校長先生が草刈り中に木の枝を落ちてきて亡くなったという事故もあったと思いますし、子どもたちもよく動くエリアでもありますのでその辺りしっかりと調べていただいて安全を確保していただきたいなというふうに思いますので、未然に事故を防ぐということもできると思いますので是非取り組んでいただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

今の質問の小学校の下の河川沿いにおきましてはケヤキのほうは今年度1本大きいものを切っております。それからサクラ等々におきましても非常に調査段階終わってしましてもう本当に枯れ果てた芯が腐ったようなところもありますので。あれが河川敷というところもありまして一応県のほうともう現地を見て危ないものから伐採していくというところにしておりますので少々お待ちいただければと思っています。

以上です。

3番（高村祝次君） 下の城のイチョウの木についてです。以前あの中にトイレを造ったと思います。今は立入禁止にしているならトイレはどういうふうに考えているのかお願いいたします。

教育委員会事務局長（久野由美君） 立入禁止に当初しましたけれども枝を撤去いたしまして「頭上を注意してください」ということで今立入りできるようにはしています。トイレに行けるようにはなっております。

3番（高村祝次君） 木の枝が折れるとかいうのは突然いつ折れるのか分かりませんので、やはり今後は最初トイレを造るときも私は「トイレはあそこに造ってもちょっと賛成できない」というようなことを言いましたけれども、やはり今後そういういつ枝が落ちるか分からない状況の中でトイレの位置もやっぱり駐車場の近くにするとかいうことを考えていく必要があるのではないかと思います。ましてやこういう事故が起きたときに地権者と今後の対応とか修理するのはもちろんですけれどもやはりあそこ一帯を町で買い上げるなり地権者のほうが売買については賛同しないなら年間借地料を払ってでも借入れして建物を撤去していくということにしますと今の今度傷んだ建物の反対側に車庫がありますけれどもあそこら辺一帯も借り上げるなんかしたら駐車場も広くなってくるので今後しっかりそういうことを考えていかないといつ枝が落ちてきて人身事故になるか分かりませんのでトイレの場所もしっかり考えてもらいたいというふうに思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号、令和6年度小国町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第3回小国町議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

(午後10時37分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（9番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

1 番 江 藤 理一郎 君

9 番 久 野 達 也 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を8月2日の1日間とする。

1.	議案第28号	損害賠償の額を定める件について	令和6年8月2日 原案可決
2.	議案第29号	令和6年度小国町一般会計補正予算（第3号）について	令和6年8月2日 原案可決

小国町議会会議録
令和6年第3回臨時会

令和6年8月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行
編集人 小国町議会事務局長 長 広行
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119